

## ～介護保険課からのお知らせ～

# サービス利用の上限額が変更されました

おもな在宅サービスでは、1か月に介護保険で利用できる上限額（支給限度基準額）が決められています。

平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、利用者への負担が増えないように支給限度基準額も引き上げられました。

### ○支給限度基準額とは・・・

在宅サービスを利用した場合の、要介護度ごとに1か月に1割負担で利用できる金額の上限額です。

上限額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

| 改定前  |              |   | 改定後          |      |
|------|--------------|---|--------------|------|
| 要介護度 | 支給限度基準額（利用額） |   | 支給限度基準額（利用額） |      |
| 要支援1 | 4万9,700円     | ➔ | 5万           | 30円  |
| 要支援2 | 10万4,000円    |   | 10万4,730円    |      |
| 要介護1 | 16万5,800円    |   | 16万6,920円    |      |
| 要介護2 | 19万4,800円    |   | 19万6,160円    |      |
| 要介護3 | 26万7,500円    |   | 26万9,310円    |      |
| 要介護4 | 30万6,000円    |   | 30万8,060円    |      |
| 要介護5 | 35万8,300円    |   | 36万          | 650円 |

## 介護保険被保険者証について

平成26年3月31日以前に発行した被保険者証には改定前の支給限度基準額が記載されていますが、この額は改定後の額に読み替えて利用できることから再交付いたしません。

なお、平成26年4月1日以降に発行する被保険者証には、新たな支給限度基準額が記載されます。